

特 記 仕 様 書

第1条 適 用

本特記仕様書は、南アルプス市上下水道局が発注する 公共下水道舗装本復旧工事（桃園1工区）（以下「本工事」という。）に適用するものであり、本特記仕様書に明記なき一般事項は、山梨県県土整備部 土木工事共通仕様書による。

第2条 作業時間

本工事の作業時間は、下記のとおりとする。

時間帯 ： [作業開始] 8時30分 ～ [作業終了] 17時00分

時 期 ： 契約工期期間中

なお、やむを得ない事情により作業時間帯を変更する場合は、監督員と協議の上決定する。また、決められた作業時間を厳守し、それ以外の時間帯での作業は行わないよう徹底する。

また、小・中学生が登下校時に通行することが考えられるため、児童・生徒の安全に十分配慮する。

第3条 工 期

この工事の工期は、雨天・休日等を見込み、設計図書のとおりとする。なお、休日には、日曜日・祝日および夏季休暇・年末年始休暇のほか、作業期間内の全土曜日を含んでいる。

第4条 週休2日の適用について

本工事は、週休2日適用工事として、4週8休以上の現場閉所を見込んでいる。

取り扱いについては、令和7年1月1日から適用する「南アルプス市週休2日適用工事実施要領」を基本とする。

2 週休2日の取り組みは、月単位の週休2日を標準として実施し、計画については施工計画書作成時に、実績については最終の現場閉所後速やかに打合簿により提出すること。

第5条 関係機関との調整

工事を実施するに当たり、あらかじめ所轄警察署などの関係機関及び電線・水道管等の占用者と協議を行い、工事に支障のないよう調整する。

第6条 住民及び関係者への周知徹底

工事施工に先立ち、地元自治会及び地元住民、地元小・中学校等に対し、必要に応じてパンフレットの配布、工事看板の設置等により、周知活動を徹底すること。

第7条 試験及び調査（調査項目及び使用）

1) 沿道調査

現場施工に先立ち請負者は、施工区間の境界施設及び隣接建物等の変異変形が生じないように注意して施工するものとし、各種施設の調査を測量、写真撮影により、施工前、施工中、施工後及び必要に応じて随時行うこと。また調査した資料は現場確認資料として請求があった場合は随時提示できるように整理しておくこと。

2) 騒音、振動調査

騒音、振動調査については監督員と協議し、必要な場合は調査を行わなければならない。

3) 地下埋設物の調査及び保安

請負者は、現場着工前に地下埋設物の調査を十分に行い、必要に応じて当該埋設物の管理者の立会いの上、その位置を確認すること。また工事に支障が生じる埋設物の存在が確認された場合はその埋設物の防護措置を十分に行い、緊急時の対応措置、連絡方法について物件管理者と協議すること。

4) 道路上の既設測量ピン等

現場の道路上に測量ピン等がある場合、監督員と協議し、原則現状復旧するものとする。

5) 舗装施工範囲の確認（官民境界等）

下水道舗装本復旧は現況復旧となるため、官民境界が不明瞭な場合、請負者は現場着手前に沿道の住民に施工範囲を確認すること。

第8条 工事中の安全確保

工事中の仮設に必要な借地等については、請負者の責任（負担）により確保すること。また、仮設は現場の状況を十分把握した中で実施し安全性、経済性、細部構造等については、請負者において検討を行い、監督員と協議するものとする。

第9条 工事中の安全確保等

工事の施工にあたっては、「道路工事交通保安施設設置基準」に基づき適切な交通管理を行うものとする。ただし、これによりがたい場合は監督員と協議するものとする。

また一般事項は下記によるものとする。

- 1) 工事を行う場合は、所轄警察署・道路管理者との協議に基づき必要な道路標識の設置、交通誘導員の配置を行うほか、工事の起終点に必要な表示板を設置する。
- 2) 昼間作業を行うときは、通行者に工事区間及び通行制限状況が明確に確認できるように必要な処置をとる。
- 3) 一般車輛の進入を防ぐ必要がある場合は、両面にバリケードを設置し交通に対する危険の程度に応じて、赤ランプ・標柱等を用いて現場を囲む。
- 4) 工事現場における標示板及び防護施設は、堅固な構造とし所定の位置に整然と設置し、修繕・塗装・清掃等の維持を常時行うほか、夜間において遠方から確認し得よう照明又は反射装置を施す。
- 5) 「片側交互通行」として工事を行う場合は、通行を許す部分の路面は常に良好な状態に維持して交通に支障を与えてはならない。

第10条 安全・訓練等の実施

本工事の実施に当たり、安全訓練等に関する次の項目について、その実施方法等について施工計画書に示し、完成図書で実施報告書を作成すること。

1) 安全・訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について工事着手後、原則として作業員全員の参加により、月当たり半日以上の時間を割り当て、下記の項目から実施内容を選択し、安全・訓練等を実施するものとする。

1. 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
2. 本工事内容等の周知徹底
3. 本工事安全施工技術指針等の周知徹底
4. 本工事における災害対策訓練
5. 本工事で予想される事故対策
6. その他、安全・訓練等として必要な事項

2) 安全・訓練等に関する施工計画書の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出するものとする。

3) 安全・訓練等の実施状況報告

安全・訓練等の実施状況をビデオ等又は工事報告（工事月報）に記録し、工事完成時に書類と共に報告するものとする。なお、工事期間中であっても監督員が実施状況の確認を必要とする場合は、速やかに中間報告するものとする。

第11条 建設リサイクル法対象建設工事の届出に係る事項の説明等

本工事は、建設リサイクル法の対象工事であり、落札者は建設リサイクル法第12条に基づき、落札後配布される書面により契約事務担当者に、契約前に説明を行うこととする。

第12条 建設廃棄物適正処理及び県内中間処理施設での優先処理

建設廃棄物適正処理場所、建設工事の施工により発生するコンクリート塊、アスファルト塊は、廃棄物処理法に基づき該当廃棄物の処分業の許可を取得している再資源化施設で適正に処分すること。

なお、本工事から排出される廃棄物は、自県内処理が好ましいため、県内の再資源化施設で処分することに努めるものとする。

第13条 建設発生土の搬出

請負者は、本工事から建設発生土を当該工事現場の市町村から、他の市町村へ100m³以上搬出する場合は、別紙様式により搬出前に搬出先区市町村の建設発生土担当窓口あてに建設発生土に関する下記の情報を郵送・FAX等で提出しなければならない。

なお、情報提供後速やかにその写しを監督員に提出しなければならない。

- 1) 工事件名、工事概要、工事場所
- 2) 工事発注機関名、工事発注機関監督職員名、連絡先
- 3) 工事請負業者名、現場代理人名、連絡先

- 4) 建設発生土の運搬業者名
- 5) 建設発生土の受入先名（搬出先事業所名等）、住所
- 6) 建設発生土の発生場所から受入地までの運搬経路
- 7) 建設発生土の搬出時期（搬出期間）
- 8) 建設発生土の土質（砂、ローム等）、土量（〇〇〇【m3】）

搬出先市町村担当窓口については、監督員に問い合わせること。

第14条 舗装版切断時に発生する濁水処理

舗装版切断時に発生する濁水は、廃棄物の処理および清掃に関する法律に基づき、原則として収集し処分業の許可を取得している中間処理施設等へ運搬し処分するものとする。また、産業廃棄物管理表（マニフェスト）により適正に処理し、監督員に提示するものとする。
現場条件等により濁水の収集が困難な場合は、監督員と協議するものとする。

第15条 再生資源利用計画(実施)書及び再生資源利用促進計画(実施)書の提出

本工事は、建設副産物実態調査の対象工事《請負金額100万円以上》であり、請負者は国土交通省のホームページから「建設リサイクル報告様式（計画書・実施書）（EXCEL 様式）」の最新バージョンをダウンロードし、作成出力した再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を出し、1部（紙）を施工計画書に添付して監督員に提出するものとする。

工事完成後は速やかに、当初入力した工事データを実績値に修正した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を出し、1部（紙）を完成書類に添付し、また、電子データを電子媒体（CD、DVD等）により監督員に提出するものとする。

なお、入力した工事データは自社で1年間保管するものとする。

※入力時の最新版を国土交通省のホームページからダウンロードして入力すること。

URL https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

第16条 低騒音型建設機械の使用

本工事において、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（S51.3.2 建設省経機発第54号、建設大臣官房技術参事官から各地方建設局長あて 最終改正 S62.3.30 建設省経機発第58号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図る場合は、「低騒音型・低振動型機械の指定に関する規程」（H9.7.31 建設省告示第1536号 最終改定 H13.4.9 国土交通省第487号）に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

また、施工現場において指定機械であることを識別するラベルが確認できるように、建設機械を写真撮影し、監督員に提出するものとする。

第17条 溶融スラグを利用した建設資材の優先使用について

請負者は、「溶融スラグ有効利用ガイドライン」（平成21年5月）に基づく溶融スラグを利用した建設資材（積みブロック、密粒度アスファルト混合物、下層路盤材）については、優先使用に努めるものとする。

第18条 設計図書の照査

請負者は、施工前及び施工途中において、約款第19条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

第19条 工事測量

請負者は、工事着手後速やかに測量を実施し、測量標（仮BM）、工多用多角点の設置及用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。

第20条 施工計画書の提出

「南アルプス市工事書類等の簡素化指針」に基づき、対象工事については、施工に先立ち詳細な施工計画書を作成し、監督員に提出し承認を得ること。なお、安全・訓練等の具体的な計画書も作成するものとする。

第21条 段階確認

段階確認にあたり、請負者は共通仕様書によるほか、下記によるものとする。

1) 段階確認の計画書作成

工事着手前に工種ごとに段階確認事項を確認・整理する。なお、施工計画書を作成する際に段階確認の予定を提出しなければならない。

2) 社内検査の実施

段階確認を受ける前には必ず社内検査を実施し、設計図書どおりの施工がなされているか事前確認することとする。また、検査結果を整理し、監督員から請求があった場合は提示しなければならない。

3) 段階確認時の注意事項

段階確認においては、検査（確認）部分の出来形が確認できる資料を事前に作成し、監督員に提出することとする。また、配筋チェックシートを作成し、段階確認時に監督員に提出すること。

4) その他

段階確認の計画書及び配筋チェックシートについて、監督員の承諾を得た場合は、請負者の様式により管理できる。

第22条 下請体系図の作成及び提出

「山梨県暴力団排除条例の施行に伴う、公共工事からの暴力団排除」を目的として、受注者は、下請負者を用いる場合には、金額・工種の如何にかかわらず、末端の業者まで反映させた、「下請体系図」を作成し、遺漏・誤謬が無いよう記載内容を十分確認の上、遅滞なく監督員へ提出するものとする。

また、提出した「下請体系図」の内容に変更が生じた場合は、その都度変更するものとし、遅滞なく監督員へ提出するものとする。

なお、提出は打合せ簿によるものとする。ただし、メールによる提出も可能なものとし、この場合は、後日、打合せ簿を提出するものとする。

第23条 工事現場管理

請負者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

- 1) 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 2) さし柢装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 3) 過積載車両、さし柢装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
- 4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし柢装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- 5) 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- 6) 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第24条 管理基準等

この工事に関する土木工事施工管理基準及び規格値、写真管理については、山梨県県土整備部 建設必携によるものとする。

第25条 高度技術・創意工夫・社会性等の実施状況

請負者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出できる。

第26条 完成書類等

完成書類については、「南アルプス市工事（委託）書類簡素化一覧表」に基づき作成するものとする。

提出書類のうち、工事写真については電子納品とする。詳細については、「工事写真の電子納品要領」によるものとする。

第27条 震災対策

地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。

地震予知情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置を講ずるものとする。

第28条 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者（随意契約の場合にあつては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあつては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、契約担当官等に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

第29条 その他

この特記仕様書に記載無き事項および疑義が生じた場合には、監督員と協議するものとする。本業務は、ウィークリースタンスの対象業務である。業務の実施にあたっては、「南アルプス市ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受注者相互に協力し、取り組むものとする。

その他特記仕様書によりがたい場合は、監督員と協議するものとする。